

日本学術会議 課題別委員会
高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会（第5回）議事要旨

1. 日 時： 平成 24 年 5 月 10 日（木） 10:00～12:00
2. 場 所： 日本学術会議 5-A（1）会議室
3. 出席者： 今田委員長、舩橋幹事、柴田幹事、清水委員、長谷川委員、千木良委員、
入倉委員、小澤委員、桜井委員
（欠席：山地副委員長、濱田委員、中西委員、小野委員、斎藤委員、唐木委員、
矢川委員）
黒田査読委員
4. 配付資料：資料1 前回議事要旨（案）
資料2 回答（案）表出のスケジュール（案）
資料3 委員名簿
（以下、内閣府原子力委員会委へ回答するまで非公開）
回答（案）（今田委員長案）
回答（案）（舩橋幹事案）
回答（案）（山地副委員長案）
小野委員メール
千木良委員メール
中島上席学術調査員メール

5. 議 事：

- (1) 山地副委員長から出された回答（案）へのコメントを確認した。
- 「問題解決への道」という表現を「合意形成への道」と変更することについては妥当な変更であるので反映したい旨が今田委員長からあった。
 - 「受益圏と受苦圏の分離」の節について、議論の余地もあり、他の部分よりも詳細に書き込まれていることもあるので、山地副委員長指摘の部分については削除したい旨、この点は起草者の舩橋幹事の下承もある旨が今田委員長からあった。
 - 「受益圏と受苦圏の分離」について「議論の余地がある」というのはどのような意味においてなのかを明らかにしたいとの意見が清水委員からあった。
 - 以降、各委員から出されたコメントの主な論点を整理したうえで議論することが了承された。
- (2) 各委員からのコメントのうち、主な論点をまず議論することとした。
- a. 熟議民主主義についての批判的意見が回答（案）に反映されていない点についての異論。
 - b. 受益圏・受苦圏の概念を用いることについて違和感があるとの指摘。
 - c. 「総量管理」という概念について「総量抑制」とする方が明確になるとの指摘。
 - d. 専門用語・術語をなるべく減らすべきとの指摘。
 - e. 「NUMO 技術報告の役割に対する意見が含まれることを期待」という原子力委からの要請に対する対応のあり方（現状では特段の言及なし）。
 - f. 報告書の構成について、HLW 処分をめぐるこれまでの経緯や他国の状況を記載するべきとの指摘。

○まず、a について、小野委員から定義を明確にすべきという点、結局通常の民主主義と実質において変わらないのではないかという点が指摘された。

○山地副委員長のコメントからは「合意形成」というものに対する悲観的な見方が感じられる。しかし、これまでの原子力に関する社会的意思決定が分極化・構造化されすぎ、実質的な議論の場がなかったという点について、それを克服する方向性が「熟議民主主義」という言葉で表現されていると理解すべきではないか。

○小野委員のコメントはまさにその「熟議民主主義」という言葉である。今の議論も同委員の立場からすれば、「それは通常の民主主義の範疇ではないか」ということになる。

○この言葉でいいと思うが、十分に認知されている言葉ではない。例えば歴史学でも用いられて

いる言葉ではない。注などによる補足が必要ではないか。あるいは、政治学においてはこの言葉に対する異論や反論があるのかもしれない。その場合に今回の報告書が言葉に引きずられて悪い意味にとられるかもしれない。

○この言葉の含意は二主体型の討論アリーナではなく公正な討論の管理者を交えた三主体型の討議を行いたいという意味だ。

○しかし、公正な第三者の存在は「熟議民主主義」と不可分なのか。

○意思決定の結果を引き受ける人びとの意向が意思決定の場に再びフィードバックされる必要があり、これは HLW 問題においては極めて重要だ。これが通常の民主主義に含まれるというのならばそうかもしれないが、その点も強調したいという意図で「熟議民主主義」を用いている。

○だが、この言葉が社会科学の分野内で論争的なのであれば、他の言葉で置き換えることも検討すべきではないか。

○論争的だとは言っても、ハバーマス以来、社会科学の中での一定の積み重ねとコンセンサスがある言葉であろう。すべてのステークホルダーが関与できる場を制度的に保証するという点が重要で、一般的に「民主的手続きで」と言ったときにそこまで含意できるかは疑問だ。

○それを「熟議民主主義」という言葉を使わずに表現した報告書にはできないのか。この言葉にこだわったがために望まない異論、反論を招くのは本意ではない。実を取ることができないのか。

○この回答（案）には最終的には多数決で決定するという具体的な提案も入っており、議論のみを続けて合意を要件としないようなことは想定していない。反発する人が多いことは予想されるが、こうした補足説明を用いた上で言葉を用いてもよいのではないか。あるいは、討議民主主義といった異なる訳をあてるか。

○報告書の名宛て人によってもその判断は異なってくるのではないか。

○形式的には原子力委員会だが、国民全体に向けて妥当性がある必要がある。

○問題は、この言葉を使うことを批判する人びとの異論の論拠。感情的な違和感等ではなく、論理的な批判に答えるべき。小野委員からの批判は後者のひとつであって、明確だ。決定能力を失うのではないか、という批判である。他にどういう論拠があるのか。

○一般の人が読んだ際にはこの言葉を見てもわからないだろう。きちんと注がつくのか。

○それについては、報告書の冒頭に言葉の定義を書き込み、そこに上記で議論した二要件をきちんと示すということが必要だろう。

→本件については「討議民主主義」に用語を置き換え、船橋幹事から示された二要件を報告書の冒頭で明確にするという修正を行いたい旨が今田委員長から示され、了承された。

○次に、b の論点について、小野委員から批判的コメントが寄せられた。

○この批判は受益圏と受苦圏は分離していない、具体的には農村等も含めてすべての日本国民が原子力の受益を受けている、との主張だと理解している。ただ、福島原発事故に触れないままにこうした議論を行うことには違和感がある。受苦というのは理論的問題ではなく現実の問題だ。お金をもらってきた、経済的な利益を受けてきたという批判があるのは承知しているが、現に目の前に極めての多くの人びとの避難生活などの受苦が存在する。

○原子力発電においては受益圏・受苦圏ははっきり認識できるかもしれないが、HLW 最終処分問題では、両者の範囲ははっきりさせづらいのではないか。

○指摘しておきたいことは、この報告書には地層処分にこだわらずに中間貯蔵を活用するという提言が入っているという点だ。取り出し可能性を担保しないままに処分場が建設され、地下に超長期に放射性廃棄物が存在し、いつそれが人間や環境に悪影響を及ぼすかわからない、という状況は受苦と言えるのではないか。

○それはわからなくもないが、受益者は誰か。

○放射性に限らず、廃棄物の受益者というのは廃棄物になる前に受益した人びとすべてだと考える。受益圏・受苦圏概念はそもそも廃棄物問題について考える中で出てきた概念だ。別の人びとが受益したそのツケとして、受苦のみが押しつけられることに対する異議申し立て、というのが中心の問題だ。したがって、例えば処分場を都会に立地すればこの問題は緩和する。

○説明を受ければわかるのだが、一般の人びとがこの報告書を読んだ際に、「ああ、私は都会で暮らしているから受益者の側なのだ」と自然に腑に落ちるか。なかなかそう簡単には理解できな

いのではないか。受益者側は知らず知らずにこうした問題に鈍感になっている、という点の説明をもう少し入れる案もありうる。ただ、こうした点を書き込みすぎても諮問者の原子力委員会にとっては質問の意図とずれていってしまうかもしれない。受益圏・受苦圏については社会学の分野で20年以上の蓄積があり、すでに認められている概念だということも考慮してよいのではないか。

○原子力発電所の過酷事故がいかに悲惨で重大な影響を及ぼすのかという点、使用済み核燃料が大変危険であり、その処理は重大な問題であるという点の2つを、冒頭だけではなく必要に応じて随所に盛り込むべきだ。ドイツの倫理委員会の例を見てもわかるように、「社会的公正をいかに担保するのか」という観点をきちんと担保する必要がある。ステークホルダーの関与の問題も社会的公正の観点から説き起こされるものだ。

○世代間公平も含め、倫理的発想を組み込もうという意図はあるので、「社会的公正」を一つのバックボーンにするのは重要だと考えられる。

○そうした観点を盛り込むのには賛成だが、だとすれば、なぜ今回の事故が起こったのか、という原因分析を盛り込まなければ問題点を書き並べるだけになってしまうのではないか。次の「総量管理」の論点にも関わるが、当面は一定の範囲で原子力利用は行われるという（直ちに全廃されるわけではない）前提があると理解している。だとすれば、その場合に同じような問題を再発させないための努力、必要な措置についての言及も必要なのではないか。

○総量管理より総量抑制がより厳しいとは必ずしも言えない。総量管理というのは総量確定を意味する。総量抑制という表現には、総量確定をすることには無理があるという考えがあるのではないか。

○大まかな方向性として脱原発依存という国民世論の流れは形成されていると理解している。ただ、即時全廃から各原発を寿命まで利用して廃止というところまで、テンポについての考え方には幅がある。そこを国民的合意として決めていければよい、というのが「総量管理」の意味だ。

○「総量抑制」という考え方は原子力利用の維持を前提としており、廃棄物の「増加を抑制する」という意味で「抑制」という語を用いていると推察される。ところで、日本社会の放射能に対する反応について印象的だったのが汚染ガレキに対する各地の住民の反応だ。これで、「放射性廃棄物」というものに対する社会の受け止め方は大きく変わった。さらに、福島で溶融核燃料の処理処分も問題だ。いずれにせよ、ペースについての意見の差はあれ、「原子力利用はやめていく」という意思決定がないと廃棄物処分には着手できないと考えている。

○そこが、総量管理というコンセプトが出てきた背景だ。エンドレスに廃棄物が増大するという状況でこの議論はできない、というのが出発点だ。

○現状のドラフトには脱原発とか、原子力利用の政策的方向性を明示するような文言は入っていない。しかし、「総量管理」のコンセプトを導入したことで、野放図な利用継続・拡大は認めない、というニュアンスは出ていると思う。

○起草者としては、総量管理とは廃棄物の量の上限を決定する、という意味だ。そこで合意しないとすべてのステークホルダーが参加する討議ができない、という認識に基づく。

○原子力利用の今後について特定の立場を前提としてこの報告書を起草するのは適切でない。立場如何に関わらず必要な点、検討すべき点を示すのがこの報告書の性質であろう。やはり努めて抑制的に、「HLW 処分について国民的合意を得るには何が必要か」ということに絞って起草したい。

○しかし、委員長ペーパーでは見出しは「総量管理」、本文は「総量抑制」となっているが。これで小野委員の指摘にも対応できているのではないか。

○交付金制度の問題を提起したい。電源三法交付金制度は廃止すべきだと思っているが、しかし、受苦のみを住民投票にかけるということはないはずだ。何らかの受益とのバランスの中で議論が行われる。日本では交付金で受益を提供してしまっているが、外国では施設立地による雇用等で受益が示されている。損害賠償の意味でのお金の流れは妥当だろうが、利益誘導というかたちでお金を流す仕組みをつくってしまったことは不適切だと考える。この点について現状でも指摘はあるが、もう少し明確にしたい。また、前回議事録で外国に処分を依頼という話が出ていた。これも結局はお金で問題を解決することに他ならない。政府さえもそれはしないと言っているが、この報告書案はこの点は言及にさえ及ばない、言わずもがなだ、ということで理解していいのか。

○この話が前回の会議で提起された際の文脈は、「世界規模で技術的な適地を考えてみたら」という話であって、具体的にそういう案があるということではないと理解している。

○前回の加藤尚武先生の話は、数百年後にはグローバル化が進んで国民国家が消滅したとすれば、世界中で最も安全な場所に処分する、というアイデアもありうる、という議論だったと思う。

○それはわかるが、現時点ではそういうことを議論すべき段階ではないということが確認できればよい。

○しかし、米ブルーリボン委員会はそういう可能性に言及しており、米国もお手上げなのだろう。ただ、今回の委員会ではそこまでは扱いきれないと思う。

○この報告書は中間貯蔵を行うべき、と提案していると理解していいのか。

○将来世代のことを考慮せずに不可逆的な埋設処分を行うのは適切でないので、モラトリアム期間を設け、その間により安全性を向上するような技術開発を含めて様々な努力をするという意味だ。

○埋設型の中間貯蔵施設で問題があった場合を考えるとどうか。崩落、水没等。その場合に安全を確保するためにやむを得ずそのまま最終処分場にする場合を考えると、条件によっては長期的な閉じ込め性能に悪影響が出たり、不意に大きな追加投資を迫られる可能性もある。結局、中間貯蔵施設であっても適地に、最終処分施設に準ずる条件、設計で立地することが条件にならざるをえない。常に重複投資、より大きなコストを払わされるリスクがあるということは確認したい。

○項目 e の指摘に対する対応について、どのように対応すべきか。

○ここで指摘されている NUMO の技術報告は原子力委員会等でテクニカルな面について専門家からのレビューが行われており、多くの厳しい意見も寄せられている。地層処分になお残る不確実性が様々なかたちで指摘されている。

○当委員会としては、そうした不確実性の存在を指摘し、中間貯蔵の優位性を訴えるということではいかがか。

○むしろ合意形成の部分で問題にすべきだ。不確実性が残る部分は、安全性の説明が確定的にできない部分でもある。これは合意形成を極めて困難にする、そういう認識がないといけない。原子力委の認識は、安全性は十分だから、説明の仕方を考えてくれ、という趣旨と理解される。そこが間違いだということをはっきりさせたい。個人的には最終処分場には十分な安全性があるとは考えているが、それは一般の人に理解されるようなものではないと思っている。そこは不可能だと思っていると言ってもよい。その点を何らかのかたちで盛り込みたい。

○3 の「合意形成の困難さの要因」の冒頭に入れてはどうか。

○先ほどの意見は NUMO のレビューの考え方にも当てはまる。技術的な安全性はすでに十分、という立場。原子力学会からのレビューでもこの点は厳しく批判されていた。

○論点 f について、過去の報告書を参照するにあたっては、学術会議外の報告書も引用すべきではないか。

○まず学術会議内ではこれまでは同種の審議がほとんど行われてこなかった。それを行おうとすると、時間的制約から現実的には難しいと思う。

○少なくとも合意形成については会議外のものを見てもそう多くは検討されてきてはいないのではないか。

○論点 d について、一般の人びとの視点に立って書き直したのが回答（案）（今田委員長案）である。基本的な論旨は変えていないが、難解と思われる用語や表現を改め、全体の長さもやや短くなっている。

○少し議論が戻るが、先ほども指摘があったように中間貯蔵にも技術的なデメリットがある。この部分にももう少し触れるべきではないか。現状では 9 ページの 4 行程度にとどまっている。「地層処分よりはリスクが少ないと考えられる」とあるが、現状の根拠でそう言ってしまってもよいのか。

○千木良委員がこの点には詳しいと思われるので、数行程度の加筆案をお示しいただければよいのではないか。

○以前に矢川委員から現状の「中間貯蔵」というのには定義があり、それに従う限りではコスト、安全性等で合理的な選択でない、という説明があったと思う。我々が今回イメージしている中間貯蔵はそういう定義とはおそらく異なる。

○再処理の議論も現在政府で進んでいる。それによって何が中間貯蔵かも異なる。

○ここで言う中間貯蔵のイメージは数十年～100年程度で現世代・次世代までの範囲で考えるべきものだと思う。なし崩しの最終処分化を推奨するものではない点を明確にすべき。

○中間貯蔵の定義や具体的な形式のイメージを明確にすべきではないか。

○どのような条件を備えた中間貯蔵を行うべきか、ということをもう少し書き込んで確認することで対応できると考えられる。

(3) 今後の進め方について

今田委員長案を第2版とし、これにメール等で各委員からのコメントを受け、第3版のドラフトを進めていきたい。今後のスケジュールについては資料2を参照されたい。次回6月7日（木）の委員会で成案を得て、査読に回すという段取りであるので、5月20日を目途にコメントを寄せられたい。

了